

多胎妊婦に対する妊婦健康診査費用の助成拡大について

1 背景・経緯

区では、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に取り組んでいます。多胎児の子育て家庭に対する支援は、これまで実施しているふたごの会などの母子健康教育事業に加え、令和2年4月には港区出産費用助成における上限額の拡充、コミュニティバス乗車券の追加交付、保育園保育料等の第2子以降無料の拡充、一時預かり事業の無償化等大幅に強化しています。

みなと保健所では、多胎児の出産が多い状況を踏まえ、妊娠期における支援策について検討してきました。

多胎児を妊娠した妊婦は、受診する産科において、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨されることが多く、受診に伴う経済的負担が生じています。

単胎よりも多く生じる妊婦健康診査の費用を助成することで、多胎妊婦の負担軽減を図るため、多胎妊婦に対する妊婦健康診査費用の助成回数を拡充（現在の上限14回を上限19回に拡充）します。

2 事業概要

- (1) 対象者 多胎妊婦（年間約40人）
- (2) 助成単価 1回5,070円 ※多胎妊婦1人当たり5回を限度に拡充
助成単価は、2回から14回までの単価と同額とします。
- (3) 適用時期 令和3年4月から
- (4) 対象となる健診
令和3年4月以降に受診し、かつ、通常の14回目を超えた15回目以降の妊婦健康診査

3 助成方法

受診後、申請に基づき償還払いにより助成します。

4 今後のスケジュール（案）

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 令和3年6月 | 令和3年第2回港区議会定例会に補正予算案提出 |
| 7月 | 要綱改正
区ホームページ等で周知
申請受付開始 |